

浦監第 188-6 号-2
令和 5 年 3 月 17 日

浦安市監査委員 町 田 清 英

浦安市監査委員 大 塚 修 平

浦安市監査委員 西 川 嘉 純

浦安市職員措置請求について

地方自治法第 242 条第 1 項の規定に基づき、令和 5 年 1 月 16 日に提出された浦安市職員措置請求について、その結果を別紙のとおり公表します。

浦安市職員措置請求について

令和5年1月16日付けで提出された標記の件について、地方自治法（以下「法」という。）第242条に規定される住民監査請求の要件を欠くものであると判断し、同条に基づく監査は実施しないことに決定した。

記

1 請求要旨

浦安市職員措置請求書（浦安市契約事務規則第35条第3項違反）の要旨を次のように解した。

市長は浦安公園他1植栽管理業務委託（令和3年4月21日締結）について、令和4年4月8日に10,054,000円の支出を行った。支出に先立ち、検査を行っているが浦安公園の芝生広場の除草作業については協議した結果、仕様書と異なる作業を行っている。

「協議」があったことを証明できる書類もなく、協議の内容を記載した公文書も存在しないという事実の下では、検査に於いて口約束である協議の内容を勘案して合否を判断することはできない。

仕様書と異なる作業が行われているにも係わらず、「協議」があったことを証明できる書類がなく口約束で「協議した結果」を勘案し「合格」としたことは、「浦安市契約事務規則第35条第3項」に定められている「その他の関係書類」がないことになる。これに基づいた検査が行われていないことは、浦安市契約事務規則第35条第3項に違反しており、検査調書は無効である。

「無効な検査調書に基づき支出された公金を市長が浦安市に返還すること」を市長に勧告することを請求する。

2 判断理由

本件措置請求について、次のように判断した。

本件請求は、浦安市長に対し、「浦安公園他1植栽管理業務委託（令和3年4月21日締結）」における公金の支出に対し、契約事務規則に違反しているとし、支出額を市に返還することを求めるものと解される。

これは、不当とする理由は異なるものの、請求人が令和4年10月4日付

けで行った同一の「浦安公園他1植栽管理業務委託（令和3年4月21日締結）の不当な公金の支出」に対する住民監査請求（以下「前回請求」という。）であり、既に令和4年12月2日付けで請求人の主張には当たらず、「請求には理由がない」との監査結果の通知がなされているものである。

前回請求においては、請求人の主張に対し、支出に先立つ履行の確認も含め不当な支出とは認められないものと判断したものである。

既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求を行うことの可否については、「法第242条第1項の規定による住民監査請求に対し、同条第3項の規定による監査委員の監査の結果が請求人に通知された場合において、請求人たる住民は、右監査の結果に対して不服があるときは、法第242条の2第1項の規定に基づき同条の2第2項1号の定める期間内に訴えを提起すべきものであり、同一住民が先に監査請求の対象とした財務会計上の行為又は怠る事実と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求を重ねて行うことは許されていないものと解するのが相当である。所論は、先の監査請求と同一の行為又は怠る事実を対象とする監査請求であっても、新たに違法、不当自由を追加し又は新証拠を資料として提出する場合には、別個の監査請求として適法である旨主張するが、かかる見解は採用することができない。」（最高裁判所 昭和62年2月20日判決）と解されており、既になされた住民監査請求と同一の住民監査請求は、上記最高裁判所判決で示された、同一住民が先に監査請求の対象とする監査請求を重ねて行うことは許されないとの原則により不適法な住民監査請求となる。

したがって、本件請求は令和4年10月4日提出の請求の反復と認め、上記最高裁判所判決で示された原則を適用し、不適法なものと判断した。

以上のことから、本件措置請求を却下とする。